

告示

埼玉県告示第千三百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和五年十一月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	廃止年月日
桂医院	所沢市山口一五二九―二三	令和五年九月三十日
草加新田耳鼻咽喉科	草加市旭町六一―三―二四	令和五年十月一日
浅川医院	久喜市栗橋東二―七―一八	令和五年九月三十日
社会医療法人至仁会 日高日生クリニック	日高市高萩一六一九	令和五年十月一日
大谷クリニック	比企郡嵐山町菅谷四六七	令和五年九月三十日
医療法人社団碧水会 みんなのあげおクリニ ック	上尾市愛宕一―一六―一五STAGE 上尾南五階	令和五年十月十日
石本歯科	〇一 狭山市水野四五三―一ヒルグランデー	令和五年十月十日

上尾駅前くじら歯科	なめがわモール歯科 リニツク	つむぎ歯科クリニツク	東大宮薬局	タオ薬局	イオン薬局狭山店	ホッとライフ薬局	パルト薬局	ワイエス薬局
上尾市宮本町二―一アリコベールサロン館一〇二	比企郡滑川町羽尾二七八〇	坂戸市緑町一―一六 二階	上尾市原市四三六一―六四	所沢市東住吉九―五あらいビル二F西二―A	狭山市上奥富一―二六―一	久喜市古久喜二六―一	八潮市大瀬六―五―一 TXアベニユ―八潮	八潮市大瀬六―九―八エスタシオンT Y一階
令和五年九月三十日	令和五年十月十一日	令和五年七月三十一日	令和五年九月三十日	令和五年九月二十八日	令和五年九月二十日	令和五年九月三十日	令和五年九月三十日	令和五年九月三十日